

『太陽光発電設置個人世帯に対する「同意書」徴収に対する質問状』へのご回答

1. R P S 法に関するご質問について

本年4月1日施行の「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(以下R P S 法)は、新エネルギー等の普及拡大を目的にしたものと認識しています。

R P S 法では、新エネルギーの普及拡大に加え、市場メカニズムを活用した費用の最小化も目指しております。そのため、R P S 法による義務履行に当つては、相対的にコストの安い電源が有利になることが予想されますが、技術革新、コストダウン、国の補助等により、多様な新エネルギーの普及が進むことを期待しています。

弊社といたしましては、R P S 法を遵守し、義務達成に鋭意努力する所存でございます。

2. 太陽光発電からの余剰電力購入に関するご質問について

弊社としては、太陽光発電設備からの余剰電力購入に際しましては、その環境特性を考慮し、弊社が新エネルギー等電気として利用させていただくことを前提に弊社からの販売価格相当で購入させていただいております。R P S 法では新エネルギー等電気相当量の上限価格を11円／kWhとしておりますが、販売価格での購入はこの水準を大きく上回るものであり、弊社といたしましても、新エネルギーの普及拡大へ向けて最大限のご協力をさせていただいているところでございます。

また、太陽光発電からの余剰電力購入にあたり、弊社が新エネルギー等電気として利用させていただくことにご同意いただけず、電気のみでの販売をご希望される場合は、電気を購入することにより削減されます「火力発電燃料費相当」での購入とさせていただくこととしております。

太陽光発電の電力受給契約につきましては自動延伸条項付きの単年契約としており、双方異議がなければ更に1年間契約期間を延長することとしております。

また、太陽光発電につきましては、同意が得られた場合、弊社によりR P S 法の設備認定を代行させていただいております。太陽光発電設備を設置されている皆様には、R P S 法の趣旨を十分ご理解いただいたうえでご同意をいただいているものと考えております。

なお、他電力管内で発電された新エネルギー等電気相当量を購入する場合は、義務量に対する履行状況や価格等の諸条件を十分に検討のうえ購入することとしております。

弊社では引き続き、余剰電力購入等により新エネルギーを支援していく所存でございますので、ご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

以上